



県章

三重県公報

平成元年6月20日 火曜日 第47号

目次

規 則	
○ 三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(建築営繕課) 1
告 示	
○ 医療機関の指定	(社 会 課) 2
○ 保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録	(保 險 課) 3
○ 保安林の指定をする予定である旨の通知	(林 業 課) 3
公安委告示	
○ 遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨	(公安委員会) 4
○ 同件	(同) 5
○ 同件	(同) 5
公 告	
○ 県営ため池等整備事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(耕 地 課) 6
○ 県営農地保全整備事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同) 6
○ 鳥獣保護区の設定に関する公聴会の開催	(緑化推進課) 6

規 則

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成元年六月二十日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県規則第四十四号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則(昭和五十年三重県規則第六十五号)の一部を次

のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第七条関係)」に改め、同表第十号の四の項中

「一 六三 四〇 三八、五〇〇」を

「一 六三 四〇 三八、五〇〇」
「一 六三 三三 三九、四〇〇」

に改め、同表第十七号の項中

「一 四七 二四 一三、一〇〇」
「一 四九 二四 一八、三〇〇」
「一 五〇 四 二四、二〇〇」

を

「一 四七 二四 一三、一〇〇」
「一 四九 二四 一八、三〇〇」
「一 五〇 四 二四、二〇〇」
「一 四七 二 三七、九〇〇」
(昭和六三年度改定分)

に改め、同表第十一

号の項中「一 六三 三三 三九、六〇〇」を

「一 六三 三三 三九、六〇〇」
「一 六三 四〇 三九、八〇〇」

に改め、同表第三十七号の二の項中

「一 六三 二四 三八、〇〇〇」を「一 六三 二四 三八、〇〇〇」
「一 六三 一六 三八、九〇〇」

に改める。

附則

この規則は、平成元年八月一日から施行する。

告 示

三重県告示第353号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定した。

平成元年6月20日

三重県知事 田 川 亮 三

指定医療機関の名称	開設者	所在地	指定年月日
堀江老人保健施設嘉祥苑	医療法人 社団 嘉祥会	松阪市鎌田町234-10	1. 4. 8
吉住小児科	吉住 完	名張市栄町2922	1. 5. 1
まゆみ歯科	真弓 修一	津市大字半田399-1	1. 4. 1

池部 歯科 齋藤 弘	津市栗真中山町685-30	1. 4. 15
本町調剤薬局 (株)ホスピタル クリエイト三愛	鈴鹿市白子本町8-20	1. 3. 15
千代崎歯科医院 北川 弘二	鈴鹿市岸岡町3085-2	1. 5. 15

三重県告示第354号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ5第1項の規定により次のとおり保険医及び保険薬剤師を登録し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条第3項の規定により国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされた。

平成元年6月20日

三重県知事 田 川 亮 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録年月日
竹 中 良 二	三 医 8631 三国医 8631	1. 6. 1
川 崎 正 教	三 医 8632 三国医 8632	1. 6. 1
西 良 博	三 医 8633 三国医 8633	1. 6. 1
滝 川 瑞 恵	三 薬 1676 三国薬 1676	1. 6. 1

三重県告示第355号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨、通知があった。

平成元年6月20日

三重県知事 田 川 亮 三

1 保安林予定森林の所在場所

伊勢市朝熊町字高馬場436,540から543まで、字股木山437,438,字菖蒲ヶ谷440の2,440の3,字鈴ヶ岩532の1,536,537,字水船569の2,569の3,570,字扇山572,572の1,572の2,572の4,573,字久曾木574から577まで、577の1,580の1,581の1,582の1,582の2,585の1,字子良ヶ谷579の8,字小椋原585の3,585の5,字長瀬811の7,813,814,814の2,814の3,字仙 山817の1,817の2,818の1,字中ノ地藏819の2,字鳥居松825,826の1から826の3まで、字コ、ズ827の1,827の2,829の1,834から837まで、838の3,字面作831の1,832の1,833の1,字知谷839,840,840の1,841から843まで、846,847,字大谷854の1から854の3まで、854の7,854の8,856,857,字薮ヶ谷858から862まで、862の1,字越ヶ谷863の2,863の3,864,865,86

6の2,866の3,字鳴ヶ馬場867,867の1,867の2,868の1,868の4,869の2,字村立ヶ谷871の2,872の1,字西ヶ谷900の1,900の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南勢志摩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部林業事務局林業課及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供する。

公安委告示

三重県公安委員会告示第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機の型式は、同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

平成元年6月20日

三重県公安委員会委員長 栗原五郎

遊技機の型式	製造業者の名称	検定年月日	検定番号
スーパードーム3	京楽産業株式会社	平成元年6月20日	910151
ハスラー3	京楽産業株式会社	平成元年6月20日	910152
クレーター	マルホン工業株式会社	平成元年6月20日	910169
メガトン	マルホン工業株式会社	平成元年6月20日	920134
イーグル	株式会社三洋物産	平成元年6月20日	900149
モンキーアタック	株式会社三洋物産	平成元年6月20日	930150
プレジデントP-7	株式会社ソフィア	平成元年6月20日	900146
スーパーボーイ	株式会社ソフィア	平成元年6月20日	920170
スーパードームX	京楽産業株式会社	平成元年6月20日	910161
ハミング I	株式会社三共	平成元年6月20日	930142

三重県公安委員会告示第33号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機の型式は、同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

平成元年6月20日

三重県公安委員会委員長 栗原五郎

遊技機の型式	製造業者の名称	検定年月日	検定番号
ワイワイワイ	太陽電子株式会社	平成元年6月20日	950189
スーパーロード	株式会社大一商会	平成元年6月20日	920094
スーパロード2	株式会社大一商会	平成元年6月20日	920179
スーパービジョン6	株式会社大一商会	平成元年6月20日	900175
フィーバーシャリオ1	株式会社三共	平成元年6月20日	900058

三重県公安委員会告示第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機の型式は、同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

平成元年6月20日

三重県公安委員会委員長 栗原五郎

遊技機の型式	製造業者の名称	検定年月日	検定番号
サイボーグ	株式会社平和	平成元年6月20日	910154
ビッグファルコン	株式会社平和	平成元年6月20日	910184
スーパービンゴ	株式会社平和	平成元年6月20日	910183
ファイバーレクサスV	株式会社三共	平成元年6月20日	900104
オーロラ	マルホン工業株式会社	平成元年6月20日	920133
ジャンクション	株式会社藤商事	平成元年6月20日	850522
マーダー	株式会社藤商事	平成元年6月20日	850548
キャッツアイ	株式会社藤商事	平成元年6月20日	950006
コメット	株式会社藤商事	平成元年6月20日	950005

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、平成元年6月12日県営ため池等整備（老朽ため池等整備）事業八重田池地区計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年6月20日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成元年6月20日から同年7月10日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、平成元年6月12日県営農地全整備事業有馬地区計画を定めた。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年6月20日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成元年6月20日から同年7月10日まで
- 3 縦覧の場所
熊野市役所

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第4項において準用する同法第1条ノ4第5項の規定により、鳥獣保護区の設定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成元年6月20日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 1 日 時
平成元年7月21日 午後1時30分から

2 場 所

員弁郡大安町大字大井田2705
大安町役場集会室

3 案 件

- (1) 名称
大安町南部鳥獣保護区
- (2) 区域

員弁郡大安町大字大井田地内、町道大安東部線大井田橋北詰を起点として、同所から大安東部線を南に進み、町道門前桑名線の交点に至り、同所から町道大安門前桑名線を西に進み、町道大安西部線の交点に至り、同所から大安西部線を北に進み、町道宇賀大井田線の交点に至り、同所から町道宇賀大井田線を東に進み、町道大安四日市線の交点に至り、同所から町道大安四日市線を北に進み、宇賀川大安大橋南橋詰の交点に至り、同所から宇賀川右岸側を東に進み、宇賀川宇賀橋南橋詰の交点に至り、同所から、国道365号線を北に進み、町道石博大井田線の交点に至り、同所から、町道石博大井田線を東に進み起点に至る一円の区域

- (3) 面積
225ヘクタール
- (4) 存続期間
平成元年11月1日から平成11年10月31日まで

第2

- 1 日 時
平成元年7月18日 午後1時30分から

2 場 所

志摩郡志摩町片田2344の2
志摩共同福祉施設

3 案 件

- (1) 名称
志摩町大島・小島鳥獣保護区
- (2) 区域

志摩郡志摩町地内和具漁港東突堤燈台から汀線を東に進み、志摩町布施田字トヒヲ、同町片田字碓掛界地先に至り、同所から、同所と幣ノ島の中心点、鳴神島の中心点及び起点を順次直線で結んだ海上線で囲まれる一円の区域

- (3) 面積
683ヘクタール

(4) 存続期間

平成元年11月1日から平成11年10月31日まで

第 3

1 日 時

平成元年 7 月 12 日 午後 2 時から

2 場 所

阿山郡阿山町馬場1128

阿山町役場会議室

3 案 件

(1) 名称

阿山町南部鳥獣保護区

(2) 区域

阿山郡阿山町大字円徳院地内、県道上友生円徳院線と町道古屋敷東山線との交点を起点とし、同所より同県道を北西に進み河合橋南詰に至り、同所より河合川左岸を上流に進み鞆田川との交点に至り、同所より同河川左岸を上流に進み県道春日甲南線との接点に至り、同所より同県道を南東に進み阿山郡伊賀町との境界に至り、同所より同境界を南西に進み町道古屋敷東山線との交点に至り、同所より同町道を西に進み起点に至る一円の区域

(3) 面積

285ヘクタール

(4) 存続期間

平成元年11月1日から平成11年10月31日まで

第 4

1 日 時

平成元年 7 月 25 日 午後 1 時 30 分から

2 場 所

尾鷲市大字中井浦字坂場1161

県尾鷲庁舎第 3 会議室

3 案 件

(1) 名称

尾鷲市佐波留鳥獣保護区

(2) 区域

尾鷲市須賀利町沢崎の先端を起点とし、同所から同所と九鬼町九木崎の先端を直線で結ぶ海上線を進み、同所から汀線を北西に進み、モト鼻に至り、同所から同所と投石を直線で結ぶ海上線を進み、投石に至り、

同所と尾崎鼻の先端を直線で結ぶ海上を進み、尾崎鼻に至り、同所から汀線を東に進み、途中、須賀利町、尾南曾鼻、元須賀利を経て起点に至る一円の区域

(3) 面積

2,750ヘクタール

(4) 存続期間

平成元年11月1日から平成11年10月31日まで

“献血は人と人とを結ぶ愛のかけ橋”

献血に御協力下さい

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共)1箇月 2,260円

1箇年 27,120円

平成元年6月20日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課